

令和5年度 第2回

札幌市乗合バス路線維持審査会（説明資料）

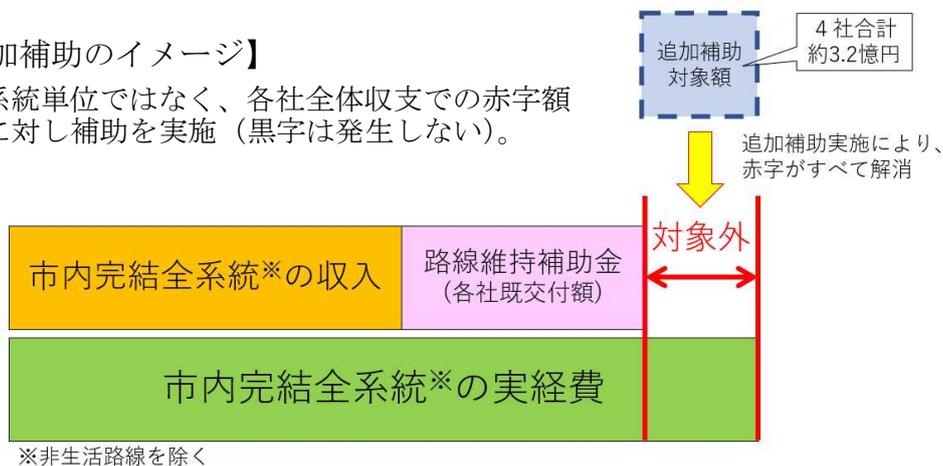
1 今回の審査会概要

令和5年11月10日に開催した乗合バス路線維持審査会で示したとおり、補助対象事業者4社合計で約13.1億円の補助金を交付したものの、補助金充当後においても約3.2億円の赤字が残っているため、この点を考慮した対応の検討が必要と事務局から審査会へ説明を行っていた。

この度、札幌市において、対応に必要な乗合バス路線維持補助金交付要綱等の改正を実施したことから、当該赤字解消に必要な追加補助の交付を行うため、今回審査会を開催するもの。

【追加補助のイメージ】

- ・系統単位ではなく、各社全体収支での赤字額に対し補助を実施（黒字は発生しない）。



2 現状

現行補助制度においては、運行回数や輸送量により補助対象外となる系統が発生する仕組みになっていることに加え、移行系統と移行外系統では経費算定方法が異なり、移行外系統は補助対象外の経費が発生する仕組みとなっている。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響が大きくなった令和2年度以降は輸送人員が著しく減少したことにより、輸送量により補助対象外となる多数の系統について赤字となることが見込まれたことから、路線廃止を回避するための一時的な対応として、令和2年度運行分から輸送量の要件を適用しないこととし、補助対象となる系統を拡大する対応を行った。

一方、輸送量以外の要件については、特段の対応を行っていなかったものの、補助対象外となる赤字額は増加していることから、各バス事業者において、補助充当後の収支でも赤字となっている。

3 追加補助の実施（【議案1】審査基準の改正関係）

上記のとおり、各バス事業者において、現状補助充当後の収支が赤字になっている状況である。

このような状況から、収支悪化による路線廃止等を回避するため、各バス事業者の収支が±0円となるまで追加補助を実施することとしたことから、札幌市において乗合バス路線維持補助金交付要綱等の改正を行い、令和4年度以降の運行分に対し、追加の補助金交付するものである。

この要綱改正との整合性を図る目的で、審査基準の改正が必要となったことから、改正内容についてご審議いただくもの。

4 追加補助における路線維持計画の取扱いについて

札幌市乗合バス路線維持補助金交付要綱では、各バス事業者から提出された補助対象事業に関する計画書に基づき乗合バス路線維持計画を札幌市において策定の上、審査会での承認を受け、承認を受けた計画に掲載されている系統について、補助申請を行うこととしている。

しかしながら、今回の追加補助は、各バス事業者における市内完結系統における補助充当後の収支での赤字額に対する補助であり、系統単位で補助の要否を判断するものではないことから、各バス事業者からの補助対象事業に関する計画書の提出及び札幌市における乗合バス路線維持計画の策定を不要としたため、計画書に係る審査は実施しない。

5 追加補助の申請内容（【議案2】令和4年度運行分補助金（追加分）の交付申請の内容関係）

乗合バス路線維持補助金交付要綱等の改正に伴う追加補助額が生じない、ばんけいバスを除く3社から補助申請書の提出があり、札幌市において審査を行い申請内容が適正であると認められた。

このため、各社からの申請内容に基づき、札幌市において乗合バス路線維持補助金交付明細表を作成したことから、この内容についてご審議いただくもの。

6 追加補助実施後の令和5年度補助額の内訳

R5(R4運行分)の補助内訳

(単位:千円)

		移行系統		移行外系統		合計
		系統数	補助金額	系統数	補助金額	補助金額
中央バス	補助額	66	444,114	52	154,659	598,773
	追加補助額			88	72,164	72,164
JRバス	補助額	33	311,566	16	34,931	346,497
	追加補助額			47	183,231	183,231
じょうてつバス	補助額	22	314,158	7	18,468	332,626
	追加補助額			17	64,283	64,283
ばんけいバス	補助額	0	0	3	27,453	27,453
	追加補助額			0	0	0
4社合計	補助額	121	1,069,838	78	235,511	1,305,349
	追加補助額			152	319,678	319,678